

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
เรื่อง มาตรการกระตุ้นการลงทุนเพื่อฟื้นฟูเศรษฐกิจ
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 14/2565

非公式訳

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会布告第 14/2565 号に基づく
景気回復のための投資促進措置

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 14/2565 号「景気回復のための投資促進措置」に従い手続きを行う事を明確化するため、投資委員会事務局は以下の通りに説明書を発行した。

第 1 項 被奨励プロジェクトが基準を満たした場合、恩典申請者は奨励証書発給日より 18 カ月以内に「景気回復のための投資促進措置に基づく追加恩典申請書」（F PA PP 63）を提出すること。なお、事務局は必要に応じて追加恩典を申請するための投資実施済みの証拠提出期限延長を検討する。本措置に基づく追加恩典申請日時点で第 31 条に基づく法人税免除期間および法人税免除金額枠が残っていること。

第 2 項 景気回復のための投資促進措置の対象外とする事業

2.1 事業所の立地が不明確と見なされるグループ A1、A2、A3 および A4 に該当する事業

2.2 南部国境地域および特別経済開発区のみ立地するという条件を満たす事業

なお、仏暦 2565 年（2022 年）12 月 16 日付投資委員会事務局布告第 Por. 4/2565 号およびその改定増補に従うこと。

第 3 項 追加恩典の対象とする実施済み投資金額の計算法

3.1 実施済み投資金額の計算法は、操業審査の段階における投資金額の計算法に基づき計算する。尚、実施済み投資金額の計算は奨励申請日より奨励証書発給日からの 12 カ月までとする。

3.2 実施済み投資とは、現金の基準に基づき金額を計算する、プロジェクトで実際に発生した投資金額（土地代および運転資金を除く）を意味する。

第 4 項 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 10 億バーツ未満で奨励を申請するプロジェクトに関して、実施において奨励証書発給日より 12 カ月以内の実施済み投資（土地代および運転資金を除く）が 10 億バーツ以上である場合、第 1 項に基づく追加恩典申請書を提出すれば、本措置に基づく追加恩典を取得することが出来る。

第 5 項 本措置に該当し投資奨励を認可されたプロジェクトは、いかなる場合でも後ほどプロジェクトの改定を申請しても、本措置に基づく恩典を取得するために奨励受理回答期限および奨励証書発給関連書類提出期限を奨励認可段階にて定められた期日までとする。その期限までに奨励受理回答および奨励証書発給関連書類提出をすれば、本措置に基づく恩典を取得することが出来る。尚、事務局は必要に応じて機械輸入および操業開始期限の延長を許可する。

第6項 本措置は仏暦2566年（2023年）1月3日より仏暦2566年（2023年）の最終営業日まで提出される奨励申請書に適用する。

以上、お知らせする。

（署名）

投資委員会事務局

仏暦2566年（2023年）8月8日